

企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃を求める

2013年11月29日

(一社)日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本労働組合総連合会
企業年金連合会

平成26年度税制改正において、企業年金の積立金に対する特別法人税(以下、特別法人税)は、課税再開などあってはならず、撤廃すべきである。

1. 持続可能な社会保障制度を確保するためには、公的年金の給付を抑制せざるを得ない状況にあり、自助努力の仕組みとして企業年金への期待はますます高まっている。また、今後5年間で多くの厚生年金基金にとって、企業年金を再建することが喫緊の課題となっている。
2. 上記の企業年金に寄せられる社会的な要請とは逆行する形で、万が一、特別法人税が課税されることになれば、企業年金の持続性・健全性は著しく損なわれ、各企業において、やむなく制度の縮小さらには廃止の選択肢を取らざるを得ない事態を招きかねない。
3. 企業年金に加入する従業員にとっても、万が一、特別法人税が課税されることになれば、退職後に受け取る資金の目減りや企業年金の縮小・廃止に直面し、老後生活への不安が高まることとなる。
4. 特別法人税については、むしろ撤廃することで、企業年金の安定的な運営に対する阻害要因を払しょくし、企業年金のさらなる普及・拡大を促すことで、経済成長の糧となるリスクマネーを供給する担い手を増やし、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとすべきである。

以上

賛同団体

一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本労働組合総連合会
企業年金連合会

一般社団法人信託協会
社団法人生命保険協会
一般社団法人全国銀行協会
日本証券業協会
一般社団法人日本損害保険協会
塩ビ工業・環境協会
一般社団法人海外建設協会
一般社団法人情報サービス産業協会
一般社団法人セメント協会
石油化学工業協会
石油鉱業連盟
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国地方銀行協会
電気事業連合会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
一般社団法人電子情報技術産業協会
電線工業経営者連盟
一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本衛生材料工業連合会
一般社団法人日本ガス協会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本工作機械工業会
日本ゴム工業会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本自動車会議所
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車部品工業会
日本醤油協会
日本製紙連合会
日本船舶輸出組合
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人日本乳業協会
一般社団法人日本貿易会
日本紡績協会
一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人不動産協会
公益社団法人リース事業協会
運営管理機関連絡協議会

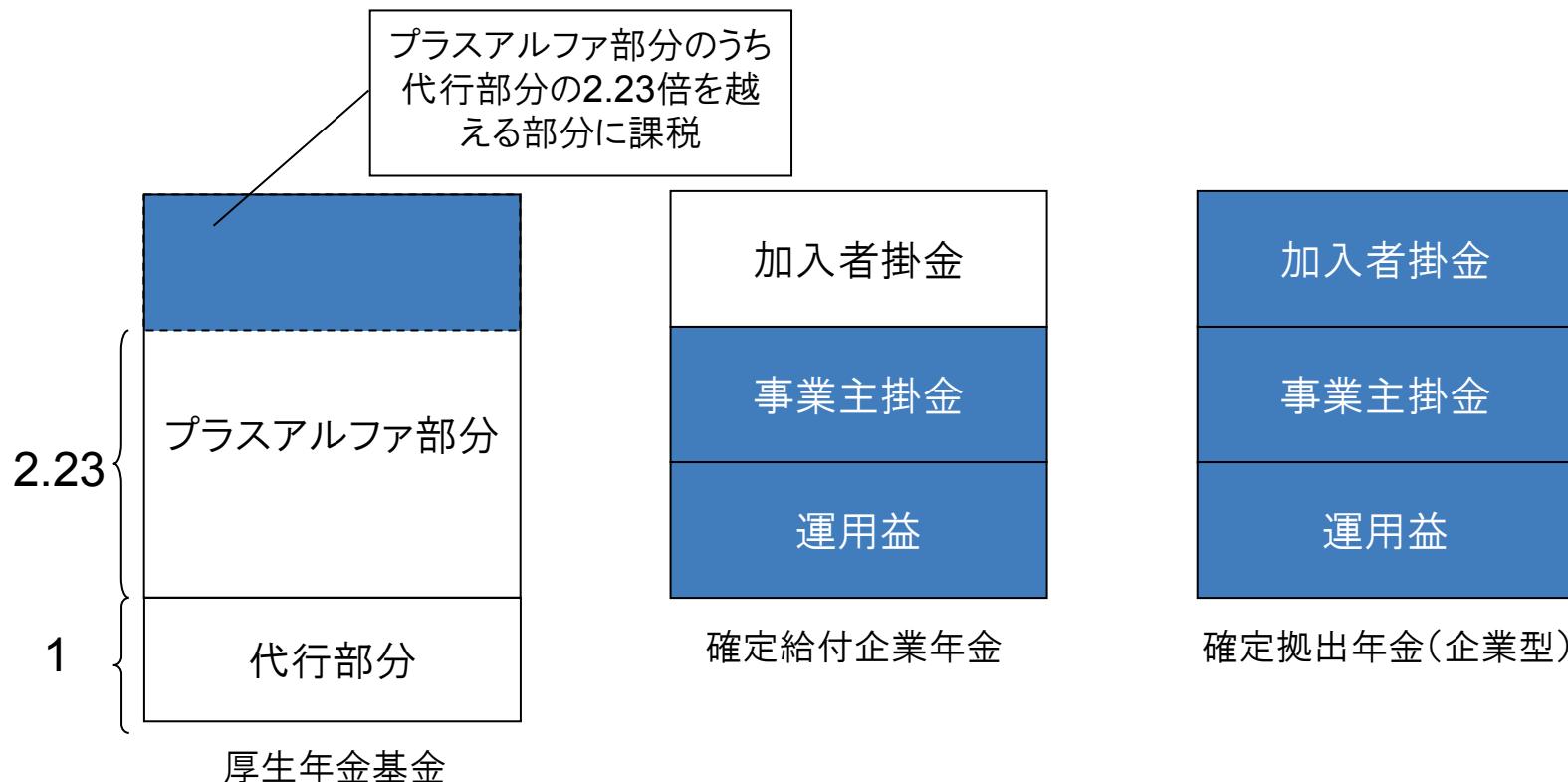
(2013年12月2日現在 46団体)

(参考) 特別法人税の課税対象

■ 部分:特別法人税の課税対象

平成26年3月で、特別法人税の3年間の課税停止措置の期限が到来。

特別法人税の税率 法人税1%+地方税0.173%



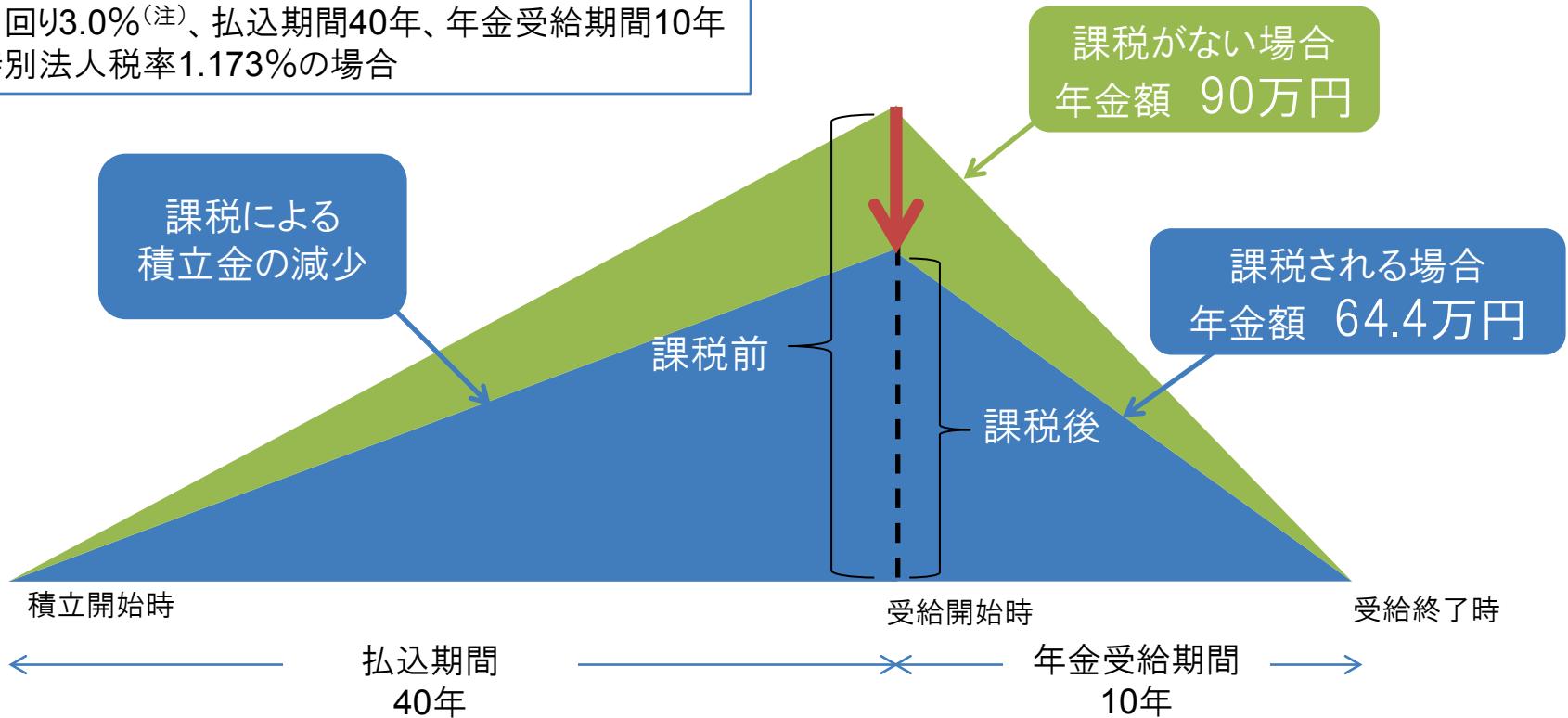
(参考) 特別法人税が復活した場合の確定給付企業年金への影響

(前提)

確定給付企業年金の場合

利回り3.0%^(注)、払込期間40年、年金受給期間10年

特別法人税率1.173%の場合

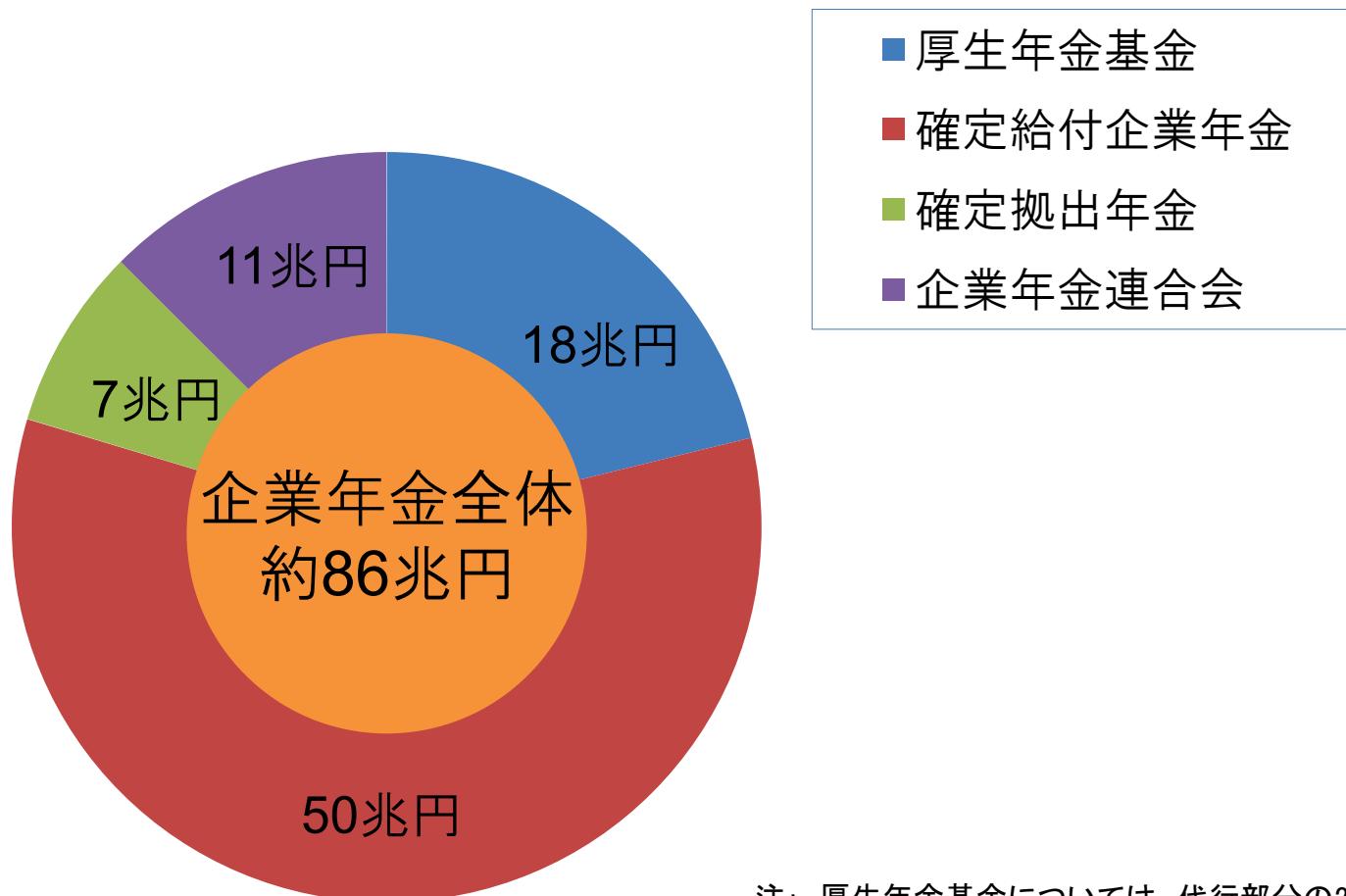


特別法人税が課税されると、年金額は3割減（確定給付企業年金の平均年金額90万円^(注)→64.4万円）

給付水準を維持するためには、4割の掛け金引上げが必要（約8,500円／月→約11,900円／月）

(注)企業年金連合会「財政・事業運営実態調査(平成25年1月)」より

(参考) 平成25年3月末資産残高



注：厚生年金基金については、代行部分の2.23倍超の部分に課税(企業年金連合会(厚生年金基金由来分)も同様)